

愛知県母子父子寡婦福祉資金等貸付金未収金回収業務委託仕様書（案）

1 業務委託名

愛知県母子父子寡婦福祉資金貸付金、愛知県高齢者住宅整備資金貸付金、愛知県障害者住宅整備資金貸付金、愛知県介護福祉士等修学資金貸付金及び愛知県看護職員修学資金貸付金未収金回収業務委託

2 対象債権

- (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金
- (2) 高齢者住宅整備資金貸付金
- (3) 障害者住宅整備資金貸付金
- (4) 介護福祉士等修学資金貸付金
- (5) 看護職員修学資金貸付金

3 業務内容

(1) 委託する債権の範囲

ア 本業務と同様の業務の前契約（収納期間：令和5年8月1日から令和8年7月31日まで）における委託債権のうち、「時効期間が満了した等のため、引き続き委託することは適当でない。」と愛知県が判断した者を除いた債権。

イ 令和8年7月1日現在、収入未済発生後1年以上未払いの者に対する債権であり、かつ、愛知県が回収委託することが適当と判断した債権。

ただし、令和9年度以降、年度に1回程度追加することがある。

(2) 受託業務

次のアからエまでの業務を委託することとする。

ア 回収業務

債務者等に対し、電話、文書又は訪問等により未収金の回収を行うこと。

なお、債務者等から愛知県が告知する個々の債権の金額に満たない未収金額の納付依頼があった場合は、受諾するものとする。

債務者等から受託者へ納付する際に、振込手数料が発生する場合は、債務者等の負担としても差し支えない。

ただし、愛知県が発行した納入通知（納付）書により納付する場合は、振込手数料が発生しないため、納入通知（納付）書による納付方法も必要に応じて債務者等へ案内するものとする。

また、未収金の回収を行うにあたり、収入未済が残っている債務者等に対しては、愛知県との相談により、債務承認書の提出を求め、提出されたときにこれを受領するものとする。

ただし、定期的に納付がある債務者等からは、徴取しなくても差し支えない。

イ 居所等調査業務

居所が明らかでなく上記の業務が実施できない債務者等については、居所等の所

在調査を実施すること。

ただし、住民票調査は、必要に応じて受託者の依頼を受けて愛知県が行うこととする。

なお、この調査業務により生ずる費用については、受託者が負担すること（住民票調査に要する費用は除く。）とする。

ウ 収納業務

債務者等からの入金については、受託者は、専用の銀行口座（決済性預金）を開設し、その口座へ一旦集金し、愛知県が発行する領収済通知書及び現金払込書兼領収書により納付すること。

なお、委託した債権で債務者等が直接愛知県に対して納付した場合は、愛知県が事実を確認した時点で速やかに受託者に情報を提供する。

エ 報告業務

報告業務は次のとおりとする。

なお、報告にあつては、書類又は電子媒体により提出するものとする。

（ア）定期報告

毎月末時点において、次の内容の記載された報告書を指定する日までに提出すること。

- a 債務者ごとの入金状況
- b 債務者ごとの対応状況（債務者とのトラブル・苦情等の発生状況を含む。）
- c 愛知県への払込状況

（イ）適時報告

次に該当する場合には速やかに愛知県へ報告すること

- a 居所等調査業務により、居所等が判明した場合
- b その他、債務者等の状況等について、愛知県が個別に照会した場合及び愛知県に速やかに報告しなければ、未収金回収業務に支障を来すおそれがある場合

4 回収対象者

借受人、連帯借受人（母子父子寡婦福祉資金貸付金のみ該当）、連帯保証人、相続人

5 受託者に提供する個人情報の範囲

受託者が本業務を遂行するにあたって、愛知県が提供する債務者等の個人情報の提供範囲は次のとおりとする。

（１）債務者等の基本情報（原則、紙による提供とする。）

愛知県が把握している債務者等の住所、電話番号、氏名、生年月日、性別、滞納月数、調定決議番号、滞納金額、過去の償還指導状況

なお、愛知県から個別の債務者等について、回収業務における条件を付したり、指示する場合もある。

（２）その他

受託者が行う回収業務が円滑に進められるよう、受託者から上記以外の情報提供を求められた場合には、愛知県は、当該業務の遂行に必要と認められる範囲で情報を提

供するものとする。

6 現金出納簿の整備

委託した債権に係る出納の経過を明らかにした現金出納簿を整備するものとする。

7 実施体制

実施に関しては、下記の事業担当者と連携を図り、必要な協議、連絡、協力等を行うこと。

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

愛知県福祉局児童家庭課、各愛知県福祉相談センター地域福祉課

(2) 高齢者住宅整備資金貸付金及び障害者住宅整備資金貸付金

愛知県福祉局高齢福祉課・障害福祉課、各愛知県福祉相談センター地域福祉課

(3) 介護福祉士等修学資金貸付金

愛知県福祉局福祉部地域福祉課

(4) 看護職員修学資金貸付金

愛知県保健医療局健康医務部医務課

8 業務改善指示

愛知県は、3（2）エ（ア）に定められた定期報告に基づいて、受託者から提出された報告内容を精査し、回収業務の進捗状況が不十分と判断した場合には、受託者に対し、業務改善指示を行うことができる。

9 法令遵守

受託者として良識ある行動と善良なる態度で業務を実施するとともに、債権管理回収業に関する特別措置法、弁護士法、県条例等を遵守すること。

10 資料の保存年限

本業務の委託契約に係る資料については、業務終了後5年間保存するものとする。

11 収納期間終了後

収納期間終了後は、時期等を協議の上、愛知県から提供した債務者等の個人情報及び受託者が整備した債権調査管理報告書を、愛知県へ提出するものとする。